

募集

県産認定リサイクル製品の愛称

県HP

県では、一定の基準を満たす県内で製造された「生活に身近なリサイクル製品」を「福岡県産認定リサイクル製品」として認定し、利用促進を図っています。

しかし、リサイクル製品は品質的には問題がないにも関わらず、市場への普及が進んでいません。

そこで、皆さんが親しみをもちて日常生活や事業活動に利用してもらえよう、「福岡県産認定リサイクル製品」の愛称を募集します。

〈応募資格〉県内在住・在勤・在学の人
 〈応募期間〉9月21日(金)～11月22日(木)必着

〈問い合わせ〉循環型社会推進課

☎092-643-3372 ⓕ092-643-3377



県立中高一貫教育校 入学志願者

県HP

〈志願資格〉平成31年3月に小学校を卒業する見込みの人などで、志願者および保護者が4月以降に県内に居住している人

〈検査日〉平成31年1月13日(日)

〈会場〉育徳館中学校(みやこ町豊津)、門司学園中学校(北九州市門司区猿喰)、宗像中学校(宗像市東郷)、嘉穂高等学校附属中学校(飯塚市潤野)、輝翔館中等教育学校(八女市黒木町桑原)

〈願書配布期間〉9月28日(金)～12月12日(水)

〈願書受付期間〉11月29日(木)～12月12日(水)消印有効

〈願書配布場所〉高校教育課、各教育事務所、上記5会場

※願書の郵送を希望される場合は、問い合わせ先へご連絡ください。

〈問い合わせ〉高校教育課

☎092-643-3904 ⓕ092-643-3906

県営住宅入居者 (抽選方式)

募集対象団地および募集戸数については、11月28日(水)から配布する募集案内書をご覧ください。

今回は、新たに子育て世帯向けにリフォームした住戸の募集も行い、12月7日(金)～9日(日)に内覧会を実施する予定です。

〈申込受付期間〉12月17日(月)～26日(水) ※当日消印有効

〈募集案内書配布場所〉市区町村役場、県住宅供給公社、各地区の公社管理事務所・各出張所、県庁総合案内、県営住宅課、各地区県民情報コーナー

〈問い合わせ〉福岡県住宅供給公社
 ☎092-781-8029 ⓕ092-722-1181

ⓂHP <https://lsf.jp/>

福岡県沖縄地域戦没者 慰霊巡拝団員

県HP

〈対象〉沖縄地域での本県出身の戦没者および一般戦災死没者の遺族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、おい・めいで福岡県に居住している人)

〈日程〉平成31年1月17日(木)～18日(金)

〈募集人員〉20人

〈申込期限〉11月22日(木)必着

〈申し込み・問い合わせ〉

最寄りの郡市区遺族(連合)会または一般財団法人福岡県遺族連合会

☎092-761-0012 ⓕ092-781-2056

お知らせ

平成30年7月豪雨により被災した中小企業への 緊急特別融資枠による支援

県HP

〈対象〉「平成30年7月豪雨」により被災した中小企業者

※市町村などが発行する「罹災証明書」または「被災証明書」が必要です。

〈限度額〉3000万円

〈融資利率〉0.9%(通常1.3%)

〈保証料率〉0%(通常0.25～1.62%)

〈融資期間〉10年以内(据え置き2年以内)

〈申込期間〉平成31年3月29日(金)まで

〈受付窓口〉取扱金融機関、商工会議所、商工会(組合は中小企業団体中央会)

〈問い合わせ〉中小企業振興課

☎092-643-3424 ⓕ092-643-3427

消費税の軽減税率制度の 準備はお済みですか？

平成31年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるとともに、消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

福岡国税局が、軽減税率制度に関する事業者向け説明会を各地で開催していますので、ぜひご参加ください。 ※参加無料

なお、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」にも情報が掲載されています。

〈問い合わせ〉最寄りの税務署または福岡国税局消費税課

☎092-411-0031 ファクスの場合は県税務課 ⓕ092-643-3069

ⓂHP <http://www.nta.go.jp/>

「ミュージアム周遊パス」で 九州・沖縄の美術館や 博物館を巡ろう！

県HP

パスに掲載している112の施設でクーポンを提示すると、入館料の割引や記念品のプレゼントなどの特典を受けることができます。今年は、九州・沖縄の世界遺産の特集も掲載しています。冊子版は日本語・英語、ウェブ版は日本語・英語・中国語・韓国語で記載しています。この機会にお得にミュージアム巡りをしてみませんか。

〈配布場所〉観光案内所、パスに掲載されている美術館・博物館など

〈利用期間〉8月1日(水)～12月31日(月)

〈問い合わせ〉文化振興課

☎092-643-3383 ⓕ092-643-3347

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを受ける皆さまへ

県HP

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを仕事として行うには、国家資格が必要です。しかし、現在国家資格を持たない人による手技療法などのさまざまなサービスが提供されています。施術者が、国家資格保有者であることは「厚生労働大臣免許保有証」、法律に基づいた届け出のある施術所であるかは「施術所開設届出済証明書」で確認できます。有資格者による施術を受けましょう。

〈問い合わせ〉医療指導課

☎092-643-3274 ⓕ092-643-3277